

第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画（案） に係るパブリックコメント手続実施要領

1 件名

第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画（案）についての意見等の募集

2 目的

この要領は、第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画を策定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広く案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

「第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画」は、従前の計画（第4期流山市障害福祉計画：平成27～29年度）の実績と今後の課題を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間における障害福祉サービス及び障害児通所支援等のサービス提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、サービスの必要な供給量を見込むものです。

4 計画の概要

「第1章 計画の策定にあたって」では、第1期流山市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の考え方を整理して記載しています。

「第2章 第4期障害福祉計画の評価」では、従前の計画期間における各サービスの提供実績を示すとともに、本市の障害者等を取り巻く現状と課題等を分析しています。

「第3章 障害福祉サービスの見込量」では、前章の分析に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等のサービス提供体制の確保や推進のための取組及び各サービスの見込量について記載しています。

5 計画（案）

資料「第5期流山市障害福祉計画 第1期障害児福祉計画（案）」のとおり

6 計画（案）の公表方法

(1) 閲覧場所

ア 障害者支援課（市役所第2庁舎1階）

イ 情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）

ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、市民活動推進センター（生涯学習センター）、保健センター、各福祉会館、高齢者福祉センター森の倶楽部、児童発達支援センター

(2) 流山市ホームページ

7 意見を提出できる者

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

8 意見の募集期間

平成29年11月22日（水）から平成29年12月21日（木）必着

9 意見の提出方法

意見等は、原則、別紙様式（任意様式も可）に住所、氏名を明記し、下記の提出先に、郵便・ファクシミリ・電子メール・書面を持参のいずれかの方法で提出してください。

10 その他

(1) 意見等の募集期間終了後、全ての意見等を整理したうえで計画策定の参考にさせていただきます。意見等に対する市の考え方については、障害者支援課（市役所第2庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）及び流山市ホームページで公表します。なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。

(2) 電話又は口頭による意見は、パブリックコメント手続きの意見等としては取扱いしません。

11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所健康福祉部障害者支援課

電話 04-7150-6081

FAX 04-7158-2727

電子メール shougaisien@city.nagareyama.chiba.jp